

第13回京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会

日時：平成21年2月5日(木) 9:30~12:00 場所：本能寺文化会館 5階ホール

次 第

1 開 会

2 議事等

(1) 行政の在り方に関する関係団体等からの意見聴取

- ・ 部落解放同盟京都市協議会
- ・ 京都地域人権運動連合会京都市協議会
- ・ 自由同和会京都市協議会
- ・ 情報公開と行政監視に取り組む京都・市民の会(市民ウォッチャー・京都)

(2) 行政の在り方に関する傍聴者からの意見聴取

3 その他

4 閉会

(添付資料)

- ・ 市立浴場の在り方について(まとめ(骨子)) (資料1)
- ・ 学習施設の在り方について(まとめ(骨子)) (資料2)
- ・ 保健所分室の在り方について(まとめ(骨子)) (資料3)
- ・ 京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会に係る御意見について (資料4)

市立浴場の在り方について（まとめ骨子）

1 意義と役割

市立浴場は、かつて狭小かつ老朽化した不良住宅が密集した劣悪な住環境であった旧同和地区において、住民の保健衛生及び生活環境の改善，向上に大きな役割を果たしてきた。

また，現在は利用者の半数近くが高齢者や障害のある方であり，地区周辺住民の利用も多く，地域福祉や住民の交流や憩いの場としての役割も担っている。

2 現状と課題

旧同和地区においては，現在も大部分の改良住宅に浴室がないことから，市立浴場は生活に必要不可欠な施設となっている。

当初は，地元の自治会などの諸団体に運営委託していたが，運営基盤の安定，明確化及び経営の改善を目的として，平成 10 年に財団法人京都市立浴場運営財団（以下「浴場財団」という。）を設立し，運営を委託した。

平成 18 年度からは指定管理者制度を導入し，一般公募を実施した結果，浴場財団のみが応募し，平成 22 年度末までの 5 年間，指定管理者として運営を委託している。

入浴料金は，かつては旧同和地区の生活実態が低位であったことから，民間料金の 7 割以内と定め，低額な料金としていた。

その後，地区の生活実態が大きく改善をみた状況を踏まえ，7 割上限を目指し料金改定を行い，平成 17 年度にはこれを達成した。

更に，市会での優遇措置・特別措置が継続しているとの指摘も踏まえ，指定管理者制度の導入に合わせ，この上限を撤廃し，現在，民間浴場との格差解消に向けて取り組んでいるが，なお 120 円の格差がある。

一方，地区人口の減少などにより，入浴者数が減少し収入の減少傾向が続いている中，浴場財団においては，一般職員の嘱託化や光熱水費の節減など運営経費の削減に努めている。

しかしながら，今後も入浴者数の減少が見込まれることから，民間浴場との料金格差の計画的解消，施設の老朽化対策等の課題もある中，利用状況に見合った経済的かつ合理的な運営方策と更なるサービスの向上について検討するとともに，将来の在り方について検討することが必要である。

3 見直しの視点

市立浴場は，現在でも大部分の改良住宅に浴室が設置されていないことから，生活に必要不可欠な施設であり，当面，存続が必要な施設であるが，今後も入浴者数の減少が見込まれることから，より効率的に運営する必要がある。

また、地域福祉の向上や地域コミュニティの振興等の観点から、魅力あるサービスの提供を検討するべきである。

入浴料金については、統一料金となっている民間浴場との格差を設ける合理的理由も見当たらないことから、できる限り早急に解消するべきである。

4 今後の在り方について

(1) 将来的な市立浴場の在り方について

市立浴場は、改良住宅の大部分に浴室が設置されていないこと、また高齢者や障害のある方の利用が多いことを踏まえ、当面、存続が必要である。

将来的には、改良住宅の浴室設置率の向上等のまちづくりの進ちょくにに応じてその在り方を見直すべきであり、また、運営における市の関与の必要性についても検証していくべきである。

ただし、浴場は住民の日常生活にとりわけ深く関わるものであることから、運営の在り方の見直しに当たっては、住民生活に支障を来たさないよう十分に配慮すべきである。

(2) 当面の運営等について

当面の運営等に当たっては、住民生活に支障を来たさないよう十分留意しつつ、より一層効率的な運営に向けて、幅広く検討を進めるべきである。

(検討項目)

- ・ 運営経費の大部分を占める人件費・光熱水費について、これまでからも節減努力がなされているところであるが、今後とも、更に節減できるよう、常に工夫、見直しを図るべきである。
- ・ 施設・設備については、計画的に改修し、できる限り既存の施設・設備を効率的に使用し続けるべきである。
- ・ 指定管理者の公募は、更に競争性を高めるよう工夫すべきである。
- ・ 改良住宅の浴室設置状況や周辺の民間浴場の状況等、地域の実情に応じて、適宜、施設の統廃合等も含めて、運営体制等を見直すべきである。

入浴料金については、激変緩和も考慮しつつ、できる限り早急に民間浴場と同一料金とすべきである。

(3) 地域福祉の向上等を目指したサービスの充実について

高齢者や障害のある方の利用実態を踏まえ、福祉風呂等の利用促進や拡充など、地域福祉の向上に向けたサービスをはじめ魅力あるサービスの提供に努めるべきである。

学習施設の在り方について(まとめ(骨子))

1 意義と役割

学習施設(旧「学習センター」)は、同和問題の解決を目指し、旧同和地区児童生徒を対象に、教員による学習相談事業を中心に展開し、子どもたちの進路希望の実現に大きく寄与してきた。

また、特別施策の見直しの中で、学習施設での取組を全ての子どもたちを対象とする取組へと段階的に一般施策化し、平成14年度以降は、京都市コミュニティセンター条例にその附属施設として明確に位置付け、利用対象を旧同和地区児童生徒に限定せず、地域に開かれた教育センターとしての役割を果たしてきた。

2 現状と課題

平成19年度からは、学力の定着・向上は学校でやりきる本来の在り方を方針として、小・中学校児童生徒対象の学習相談事業を廃止するとともに、各学校において学力向上を目指した全市的取組を積極的に推進し、全ての子どもたちを対象とする一般施策化を更に進めた。

この学習相談事業の廃止に伴い、事業の精選を図り、自学自習の場の提供や図書室の運営などを行っている。また、正規職員の配置を見直し、全職員の嘱託化を完了した。

学習施設の新たな活用として、楽只・改進黨学習施設に不登校児童生徒の活動の場を開設し、さらに養正学習施設において白河総合支援学校職業学科の新専門教科の試行実施を行うなど、より多目的で広域的な活用を図り、地域開放も進めている。

しかしながら、学習相談事業を廃止した平成19年度以降は、全体的に施設利用が低調な実態にある。

また、職員の嘱託化は完了したが運営は直営方式であり、厳しい財政状況にもかかわらず、人件費約1億3千万円、運営費約6千2百万円を要している。

3 見直しの視点

コミュニティセンターをはじめとした周辺施設の在り方を含めたまちづくりの観点を踏まえ、全市的に活用していく視点から、現在の事業の廃止も含め、教育センターとしての用途にこだわらない抜本的な見直しを検討すべきである。

4 今後の在り方について

(1) ソフト（機能）について

学習施設は、旧同和地区児童生徒の学力向上に大きく寄与してきたが、学力の定着・向上は学校でやりきる本来の在り方のもと、全市的取組を推進したことにより、学習施設としての本来の使命は終えている。

体験交流事業などの学習施設事業については、小中学校での土曜学習、全小学校での「放課後まなび教室」、さらに「みやこ子ども土曜塾」での体験学習など、全市の子どもを対象とした事業を実施しており、学習施設で独自に実施する必要はない。

したがって、従来の学習施設における事業を廃止し、その機能を終結させるべきである。

(2) ハード（施設・設備）について

施設そのものについては、図書室等の規模・内容の相違など施設の特性や、コミュニティセンターと合築されているか単独施設かなどの立地条件に留意し、不登校児童生徒の活動の場など既に取り組んでいる事業を踏まえつつ、他の施設とも合わせて、市民参加の手法も活用しながら、全市的な観点から、市民ニーズに応じた多様な活用方法を、検討していくべきである。

保健所分室の在り方について（まとめ（骨子））

1 意義と役割

保健所分室は、保健師による全戸訪問、健康相談等に取り組み、旧同和地域の保健衛生及び生活環境の改善に大きな役割を果たしてきた。

2 現状と課題

保健・医療・福祉サービスの充実等、地域の保健衛生及び生活環境の向上を背景として、平成 14 年度から、分室担当保健師の常駐体制を見直し、原則として週 2 回午前に、保健所保健師が保健所分室に出向き、小学校区域の住民を対象とした健康相談を実施する形態に改めている。

しかし、近年の相談実績からは、1 箇所 1 回当たりの平均延べ相談件数は 2 件未満で推移しているものの、実相談人員が減少し、相談者が固定化する傾向がうかがわれる。

一方、従来から保健所本体においても健康相談を実施しているほか、平成 18 年度からは、高齢者に対する介護予防の取組等を中心に様々な支援を行うため、地域包括支援センターが設置（市内 61 箇所。平成 20 年 12 月現在）され、保健所分室の相談者の大部分を占める高齢者の身近な相談窓口として、定着してきている。

また、平成 20 年度からは、国民健康保険、健康保険組合、共済組合といった医療保険者に生活習慣病予防・改善を目的とした特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられ、保健所分室の相談内容の大部分を占める生活習慣病に係る保健指導が充実してきている。

1 箇所 1 回当たりの職員体制は保健所保健師 1 人であるが、近年の相談実績等を考慮すると、効率的・効果的な社会資源の活用及び市民の理解と共感という観点から課題がある。

3 見直しの視点

近年の相談実績や地域の保健衛生及び生活環境を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、全市的な視点に立ち、社会資源の効率的・効果的な活用を図る観点から、保健所分室における健康相談、並びに施設の在り方を見直していくべきである。

4 今後の事業や施設の在り方について

健康相談については、近年の相談実績等から、保健所分室で実施する必要性は薄れているため、保健所本体における健康相談や地域包括支援センターにおける総合相談等において対応していくべきである。その際、現在の保健所分室の利用者等に対しては、必要な相談窓口等について、丁寧な周知を行うなど、それぞれの状況に応じ、十分な配慮をすべきである。

施設については、コミュニティセンターと合築されているものや、単独整備されているものなど、整備形態が一律ではないため、それぞれの立地条件に留意する中で、他の施設とも合わせて、全市的な視点から、市民ニーズに応じた多様な活用方法を検討していくべきである。

京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会に係る御意見について

1 概要

(1) 意見総数		69件	(平成21年2月4日時点)
(2) 内訳	御意見記入用紙	62件	
	E-mail	2件	
	FAX	0件	
	郵送等	5件	

2 意見内容(1月21日以降受付分)

第12回総点検委員会分

意見書提出数：6件(順不同)

	意見内容
1	<p>まとめ(骨子)をもって、先行して結論が出されることについて、委員会が疑義を はさんだことについて、「真しに反省」と言いつつ、「必要な準備はしていく」とし、 コミセン廃止に、受けた既成事実をつみあげていくことについて、大いにギモンです (市内在住 女性 40才代)</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> 同和地区解消論は、一見、差別がなくなるように見える。しかしそれは、部 落差別が解消されたとは思えません。 例えば、部落の人が、部落外に居住して何もなければ、平穩に暮すことが出 来る。それは部落を隠しているにすぎない。もし、部落出身が明らかになり、 差別されることが起きることは多くある。 差別意識解消及び差別をなくすための人権行政のあり方も検討してほしい。 今回初めて、差別意識について議論されたと思う。初めて有意義であったと 感じた。 <p>(市内在住 男性 40才代)</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> 委員の方の意見がありましたが、点検委員会のまとめや議論とリンクしない 方法で、コミセン問題だけが、市方針がマスコミや市会で議論されているが、 この委員会は、何に向けて議論されているのか。 第2回目の各団体のプレゼンがいいことと思うが、委員会まとめに反映され るのか?と思う。 各団体選考も一方的だと思う。コミセンなどは、NPOなどの民間活力が動 入されているのに、その団体からプレゼンがないのは、取組の成果を隠そうと しているのか、とも思える。 <p>(市内在住 男性 40才代)</p>

4	<p>各種の委員会を傍聴したが、傍聴者のヤジはない。許していいのかが。異質な感じがした。</p> <p style="text-align: right;">（市外在住 男性 50才代）</p>
5	<p>人権というのは、形式的なものではない。行政のスタンスが資料を見ると、形式的なものに感じます。仕事として、とらえるのではなく、活動として、取り組んではどうか？</p> <p style="text-align: right;">（市内在住 男性 40才代）</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浴場について <p>リムさんの話に従うならば、市立浴場も戦前の隣保事業から続く歴史的・社会的資源であって、それを生かすという視点からの議論がなく残念。一般地区からの利用は20年前からあったことであり、保育所と同様、地区に関係なく交流の拠点にすることができる施設が浴場だと思います。</p> <p>民間の値段をどう考えるかはありますが、大衆浴場としてはやはり高すぎであり、市立の値段に合わせ、積極的な利用を促す具体策について論じられるべきであったと思います。</p> <p>経営が成功している浴場の事例などを紹介しながら、中身のある議論をすべきであったと思う。</p> ・ 住民の主体性について <p>全般的な議論に共通することですが、「同和地区住民」の主体性とは何か。最後まで分かりませんでした。行政としては、主体性とは具体的にどのような形態で、どのような条件が整うと発揮されるものかと考えるのか、示して頂きたいです。「住民の主体性」のなさが「行政依存」とリンクされ、施策の合理性の消去につながっていますので。</p> <p style="text-align: right;">（市内在住 男性 20才代）</p>